



愛知板
板金工業組合

名古屋昭和区
山町3-8-6
電話732-1226
発行広報委員会

責任施工保証制度

▽先進県滋賀県板金工業組合訪問△

愛知県板金工業組合では今年度の事業計画の一つに保証事業推進のための広報活動・体制整備・関連講習会の実施を上げていく。責任施工体制の整備と充実をより進めるため「保証事業推進委員会」を設けて取り組むことになり、先進県である滋賀県板金を訪問して実情を勉強してきた。

滋賀県板金（脇野幸一理事長）は12支部組合員数170名で構成され総務・事業・指導・構成・組織・広報・経営対策・責任施工の各委員会があり活発な活動を展開している。

保証事業では多くの実績をもっている滋賀県板金を平野弘愛知県板金理事長、齊藤副理事長、早川専務理事、高柳理事、鷺見広報委員の5名で八月四日大津市の県板金事務局に訪問した。

愛知県板金・滋賀県板金合同研究会を大津市勤労福祉会館会議室で脇野幸一滋賀県板金理事長、水野副理事長、増子副理事長、石本専務理事、

鈴木事務局員の五名が出席、午後二時から開催した。

出席者自己紹介の後、脇野理事長から保証制度の現在までの流れが紹介された。

昭和48年全板連で責任施工制度が発足した当時、滋賀県板金には大手の板金業者がいたが当時の理事長や組合員との折り合いが悪く脱会することとなった。

そこで組合員の仕事をその大手板金業者から守という立場で、県発注の工事に関して「滋賀県板金工業組合責任施工」の特記を

してもらおうよう理事長が県の建築課に出向かれ承諾を得られ滋賀県発注の工事には施工業者「滋賀県板金工業組合員」の特記事項が明記されるようになり現在に至っている。

しかし施工業者特記には前組合員の大手板金業者と三晃金属工業の三業者の名前も明記されている。

三晃金属は現在の組合員も仕事をしているし話し合いで解決できるが、前組合員はいきさつもあり話し合いに応じないので、今一番、頭の痛い問題である。

保証書の発行は当時県板金独自で発行していたものを昭和59年(株)全

日本建築板金保証センターが創設されたのを期に連携を取るよう努力して現在では損害賠償保険も受けられるように保証センターと連携して保証書を発行している。

施工に関して検査の問題は170名の組合員のうち約60名が検査員の資格を持っており、3年間を有効期間として3年ごとに検査員資格取得講習会(2日間)を受講しないと資格を失う。講習会は、一級技能士の「技能・技術」と地位の向上を高め、合わせて公的な補助金を得ることもある。検査は自主検査が基本で検査員の資格のない組合員は支部内の資格のある人に検査をしてもらうという形を取り施工者本人が検査員有資格者に依頼して検査を受け自主検査とする。

なぜ自主検査なのか他府県では検査員を決めてその検査員の検査に合格したものに保証書が発行されるが、もし事故がおきたら誰が保証するのか。

基本的には自分の施工した工事を他人が保証すると言う事は考えられず、自分が受けた工事は責任を持って自

分が施工するが基本である。

責任施工した工事を自分で検査をしてOKを出すのが自主検査ではないか。

保証書が必要な場合は組合で「誓約書」「検査依頼書」「板金工事保証申請書」「チェックシート」に記載事項を記入、保証書発行手数料一部二千元と賠償保険料を支払い保証書の発行を受ける。

保険料は保証物件の規模により違いがあるが高額な保険料でも屋根1000㎡まで㎡9円の保険料を支払うことにより最高一千万円の補償が受けられる。

保証工事のPRについては地元、BBCテレビ(びわ湖放送)に責任施工制度保証書発行のPRを一カ月放送した。

又、保証制度ステッカーや名前入りティンユーペイパーなどの配布も行った。

保証書発行の実績は昭和61年7月に新保証書第一号を発行してから平成5年6月1日までに154物件の保証書を発行している。

そのほとんどは公共事業に限られている、今後は民間工事や、木

造工事に広がっていくことを考えているが、滋賀県板金だけでなく他府県板金も積極的に取り組んでいただき早く全国レベルが揃うよう努力してほしいと思う。

制度を作るといふことではなく保証書をどうしたら発行できるかを考えてほしい。以上のような説明を受けながら質疑を受けて二時間30分の合同研究会を終了した。

愛知県板金の場合も検査員は独立しているし施工するに付いては重ねしろや、水切りの立上がりなども細かく決めてある。検査員が責任を持たなくてはいいけないと言ふことにならばうるさくいわざるもえないし進んで検査もしたくない。重ねや立ち上がりがどうであれ自分が大丈夫だと責任が持てるなら、立上がり10cm無くて5cmでも構わない難

しいことばかりいっていると絵に書いた餅で何時まで経っても実現しない。

愛知県板金も簡単に保証書の発行ができるように改正していくことが課題となっているように思う。

鷺見 收



鷺見 收



8月6日、愛板会館
会議室において今年度
初の総務委員会が開か
れた。

この委員は各支部の
代表十人で編成されて
おり早川専務の進行に
基づいて山本清委員長
の挨拶から始められた。
新メンバーの紹介の
あと議題1 平成5年
度重点事業の実施につ
いてでは積算講習等の
内容と、予定日につい
て話しあわれた。

議題2 中央会愛知
県大会の会長表彰候補
者の選考について
組合功労者の資格審
査(人選)で千種の池
尾、刈谷の大霜、春日
井の高田、中川の棚橋
の各氏を選考した。

議題3 第46回全板
大会(福井県)の参加
について
愛板の参加人数を現
総代数の3倍を目標と
する。また、各旅行社
の数コースのなから
日新旅行のAコースを
選んだ。

議題4 各種委員会
の構成について
東三支部も含めて各
支部の役員が各委員会
に参加出来ることが望

ましいなど意見があっ
た。

また、共同保証事業
について証書の発行の
推進や、他県の保証事
業の現状についての説
明があり福井県板や、
岐阜県板のように年間
何十件の保証工事をお
こなうための広報活動
体制の整備、関連講習
会の実施等の重要性を
確認した。

等組合の保証書の発
行が少ない原因として
検査制度の複雑さと、
マニュアルの詳細過ぎ
る事、官庁へのPR不
足などが保証制度を発
展させた組合との比較
で考えられる。
午後5時30分に会議
は終了した。

委員長 清(岡崎)
副委員長 山本
委員 長谷川信俊(中)

棚橋敏光(中川)
柴田幸治(西春)
毛利貞夫(西尾)
後藤啓介(知多)
小笠原裕(碧南)
石田領治(江南)
佐藤忠雄(一宮)
蟹江利夫(知多)
一宮 佐藤

2級建築施工管理技術研修の案内

〔国家資格「2級建築施工管理技士」取得研修〕

◎平成6年度受講申込受付期間
平成5年11月1日(月)～11月15日(月)

(1) この研修は、長年の実務経験から建築工事の十分
な施工管理能力を有する者を対象に実施し、最終日
の終了試験に合格した者には、建設業法に基づく2
級建築施工管理技術検定試験の学科・実地試験が免
除されて建設大臣から「2級建築施工管理技士」の
資格が付与される研修会です。

(2) 受講資格 下記のいずれかに該当する者

学 歴 区 分	建築施工管理に関する実務経験年数
1. 大学卒業後	8年以上
2. 短期大学・ 高等専門学校卒業後	10年以上
3. 高等学校卒業後	12年以上
4. その他の者	15年以上

※ 実務経験年数は建築工事現場において工事の施
工管理に従事した経験年数をいいます。

(3) 研修日数 4日間

財団法人建設業振興基金試験研修本部
〒105 東京都港区虎ノ門4丁目2-12
虎ノ門4丁目森ビル2号館
TEL 03-5473-1581

2級建築施工管理技術研修実施要領

《上記の研修の実施について》

1. 受講申込用紙、受講の手引の頒布及び取扱者
 - ①頒布料金 「受講申込用紙・受講の手引」1組 500円
(消費税を含む)
 - ②頒布期間 平成5年10月1日～11月15日
 - ③取 扱 先 〒460 名古屋市中区丸の内3丁目5-10
住友商事丸の内ビル内 (社)中部建設協会
(052-962-2210)

2. 受講申込み
 - ①受付期間 平成5年11月1日(月)～11月15日(月)
申込みは簡易書留郵便による申込みとし、締切日消
印のあるものまで有効
 - ②提出書類 受講の手引を参照
 - ③受 講 料 55,000円(テキスト代及び消費税含む)
 - ④申込書提出先及び問い合わせ先
〒105 東京都港区虎ノ門4丁目2-12 虎ノ門4丁
目森ビル2号館
財団法人建設業振興基金試験研修本部
TEL 03-5473-1581 (毎週土曜日は休み)

受講希望者は各自それぞれ期日までに確実に申込み
される様お願い致します。

※ 注意 最近申込手続の代行や本研修とまぎらわし
い名称を用いた講習等を行う業者がありますが当基
金とは全く関係ありません。国家資格である「建築
施工管理技士」の資格が得られる研修は当基金のみ
が実施しているものです。

当基金は出先機関等も設置しておりません。また
個人、会社宛に電話やダイレクトメールなどで勧誘
することはしておりません。受講申込みは、必ず当
基金宛に直接郵送して下さい。

支部だより



愛知県赤十字血液センター

愛!それは献血

選べます3つの献血
200ml献血・400ml献血・成分献血



厚生省・都道府県・日本赤十字社

永遠に続く愛! 献血活動

!! 献血は人と人とを結ぶ愛のかけはし!! 格言の如く永遠に続く知多支部献血グループ、歴史は古く、20年余の実績を重ね今日に至っている。



先輩の意志を忠実に受け継ぎ現在に及んでいる。これからの事業は年間の行事としての企画実施され、大いに関係方面から賞賛を拍している。しかし時代の交還か?、提供者の数が年々減少がみ、それら

に対抗するための思案として粗品を用意し参加者全員に配布、又、クジ引き抽選により「ハズレ」なしの超豪華な景品が当る仕組みをも採用し実施し大いに喜ばれたようだ。尚、今回は参加者の同意を得、初めての試み

として400mlの提供を総べての方々にお願ひし了承を得、盛り上りを見せた。

尚400mlの提供を頂いた方々には、赤十字社から成分検査結果が届けられた事と思う、これらの検査結果により自分自身の健康管理にも活用が出来一石二鳥だと思ふのだが!又、これから医療機関にて治療を受けられる場合にも提示する事によって検査が省略され、大いに利用価値があるのではないか、毎年七月は愛の献血月間にもなっており、支部の活動として大いに社会に貢献できた事を誇りとして記憶に残したいものである。



'93 月星住宅建材フェアを見学

一宮青年部

一宮青年部は、例年の研修会として、8月1日横浜市のパシフィコ横浜、展示ホールの住宅建材フェアに参加した。

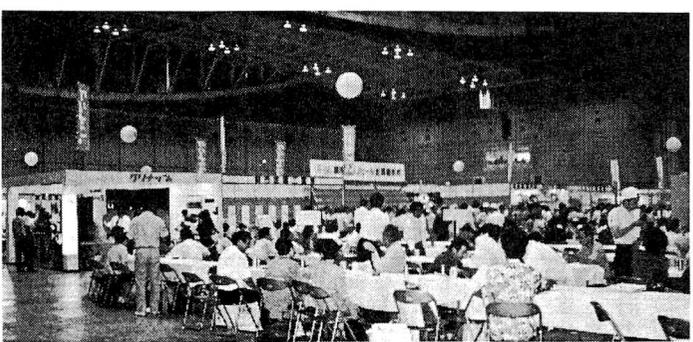
一日はバスで朝七時に一宮市を出発し横浜市の会場に午後2時近くに到着した。

毎年、研修会は日帰りコースで行ってきたが、地元の志知八朗商店の協力により交通費などの援助があり一泊二日の日程で行った。

長い梅雨の雨間で久々の晴天のため陽射しの強い暑い一日となったが会場は屋内でエアコンの利いた快適な見学ができた。

展示場の規模は全板はあったが道具等の買ひ物は全てサインで出来、支払いは地元で済ますという便利なシステムとなっていた。

催し物コーナーでは歌、踊りのショーや競り市、金魚すくい、似顔絵など行われていた。



参加者は飲み物、水、軽食など無料で広い休憩場も用意してあった。当日は横浜市の花火大会

と重なり大渋滞に巻き込まれたがホテルについて間もなく中華街での夕食とその場の花火見物は素晴らしい贈物だった、しかし、参加者25名のなかにはここに

おしゃべり

しるべ

全板新聞第432号平成5年5月号の閑話に篠原氏がこんな記事を書いている。内容は全板の役員はお洒落な人が多いと。

ベストスリーは全板理事長の白井昇氏、平野弘愛知県板理事、折式田豊長崎県板理事の3人とのこと。

私もお洒落として帽子をかぶるようになった。最初は中折帽子をかぶって町に出るのは照れ臭かったが、最近帽子をトレードマークにして愛用している「馬子にも衣装」と言うことわざがあるように、それなりに板に着いて来るものだ。皆さんもお洒落をしてみたいかがでしょう。 鷺見 収

研究

研究

!!トピックス「速報」

来春から週40時間労働へ

—労働基準法改正案成立—

今年には異常気象により、例年になく冷夏と長雨などにより受託も芳しくなく、一層不況に拍車をかけられ、我々組合員にとっては、頭痛の極みでもあるが、!

最近は特に時短の問題が取沙汰されている

今日、我々中小零細企業に取ってはWパンチ、危機感がつのり最悪の状態ではないだろうか、▼来年四月から週40時間労働制へ移行、▼中小企業等は3年間適用猶予、▼一年単位の変形労働時間の制定、▼

増資金率は25〜50%の範囲内での対応。「労働基準法及び労働時短促進に関する臨時措置法」の一部の改正する法律案が、六月二日の参議院本会議で原案通り可決、成立しましたので報告します。

これは政府が掲げている、年間総労働時間一八〇〇時間の表現を指したもので、現行の法定労働時間44時間を来年の4月から原則40時間に短縮することを骨子としています。但し、時短が負担となっていては中小企業などについては、四四時間以下の範囲で一九九七年(平成九年)3月31日まで猶予期間が設けられています。

どについては、四四時間以下の範囲で一九九七年(平成九年)3月31日まで猶予期間が設けられています。

(注)なほ、現在週44時間の法定労働時間に於いても、一定の規模・業種の事業所が猶予対象となっており(平成6年3月31日迄)、建設業に於いては従業員100人以下の事業所は週46時間となっていますので念のため。

その他改正案の主な内容は、次の通りです。

① 時間外労働や休日労働の割増資金率について、現行の2割5分以上を、2割5分以上5割以下の範囲内で命令で定める。

② 雇入後継続勤務6ヶ月(現行は一年)で

③ 出勤率の算定にあたっては育児休業について出勤したものとみなす。

④ 林業に従事する労働者について労働時間休憩及び休日に関する規定を適用する。

⑤ これらに伴い44時間未達成事業所に対し、44時間労働に移行するよう指導援助する特別指導員が愛知県下14労基署ある中で、一署に10人位の予定で指導員が委嘱され、それぞれ相談に活躍されるとの事である。沼澤

この範囲内では、四四時間以下の範囲で一九九七年(平成九年)3月31日まで猶予期間が設けられています。

(注)なほ、現在週44時間の法定労働時間に於いても、一定の規模・業種の事業所が猶予対象となっており(平成6年3月31日迄)、建設業に於いては従業員100人以下の事業所は週46時間となっていますので念のため。

その他改正案の主な内容は、次の通りです。

① 時間外労働や休日労働の割増資金率について、現行の2割5分以上を、2割5分以上5割以下の範囲内で命令で定める。

② 雇入後継続勤務6ヶ月(現行は一年)で



“労働保険に加入しましょう”

10月1日～10月31日「労働保険適用促進月間」

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、労働災害対策と雇用対策の事業を行う政府管掌の保険制度です。

したがって労働者を1人でも雇用する事業は、必ず労働保険に加入しなければなりません。

雇用保険では労働者の失業給付と雇用の安定のために、事業主へ各種助成等を行います。

また、平成元年より雇用保険法が改正され、短時間(パートタイム)就労の方でも、(1)一週間の所定労働時間が22時間以上、(2)年収が90万円以上、(3)一年以上雇用見込みがある方の3つの要件を満たせば雇用保険の被保険者となります。

まだ、未手続きの事業主の方は至急加入手続きをしていただくようお願いいたします。

なお、お問い合わせは、名古屋東公共職業安定所 雇用保険適用課適用係(電話 052-774-1115 内線22・23)までお願いいたします。

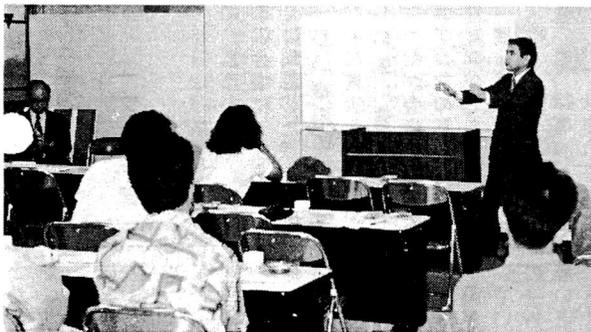
豊田板金組合 青年部

講習会に参加

豊田板金組合青年部(松井祐治部長)は、(南)西保板金工業様のご厚意により同社で行う『スレート屋根及び瓦棒等の改修工事施工講習会』に参加しました。平成5年6月28日午後6時30分より開催された講習会では日本鐵板(株)が開発したアスベストという商品名の定尺スレート屋根改修工事用葺き板の説明が行われました。講師

は、この商品を開発した日本鐵板(株)製品開発部の小林副部長様で、金屋さんの息子さんです。まず、スレート業界の現状と言う事でスレート板の年代別出荷状況及びアスベスト問題による廃棄物処理の難しさ、高負担化の説明がありました。アスベスト問題(環境問題)があるため国の機関での採用が多く、三好刑務所作業棟にも施工されているそうです。改修工事用葺き板は長尺の物しか知らなかったのですが、一人でも施工ができる定尺の葺き板は、おもしろいと思いました。

豊田 松井



編集後記

この時期、例年ならば「そろそろ夏も終りますね」となるころですが今年には「やっと夏らしくなりましたね」である。冷夏、長雨、台風、円高、不況、と日本列島何もかも冷えてしまっただけでなく、季節のレジャーである海水浴やプール、キャンプ場など人出は軒並みダウンしている反面水族館や日焼けサロンが大入りとは、冷夏の影響だけに自然の力は恐ろしい。

アウトドア派を自認する小生にとっても夏の海や山が大好き人間だけに、今年の夏は期待外れに終わろうとしている。それともう一つの期待外れはビールのもずかかった事。それでもやっと夏日になった月末に近い日の夕方、技研委員会終了後、委員会メンバーと今年初めて栄のピヤガーデンに出掛けた。飲み放題、食べ放題、気心の分かれ合った仲間と飲むビールの喉ごしは格別である。

八月二十七日(金)晴
二七六号編集会議
委員 七名 出席
午後六時終了 (S)